



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 16(4), 143-148
Issue Date	1966-05-20
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/16069">https://hdl.handle.net/2115/16069</a>
Type	other
File Information	16(4)_p143-148.pdf



北海道大学法学部法学会記事

(昭和四〇年二月)昭和四一年三月)

一三、二月一〇日(金)午後一時三〇分より五時まで

○「現代の立法」岩波現代法<sup>3</sup>

紹介・書評・時事問題懇談

報告者 議会制をめぐって 十 亀 昭 雄

立法の裁判的統制 深 瀬 忠 一

出席者 一〇名

一〇月中旬出版の同著の批評を通じ、一月の日韓条約強行採決国会の問題も懇談する予定のところ後者は時間切れのため。政治学者の批判として、同著編集者の意図した線にそって展開した論文が少ないこと、選挙・政党について政治制度の機能的現実的解明のアプローチがないこと、立法過程論としてもよりの確・実証的なフレーム・ワークを提供してはしかなかった不満が述べられた。政治学者にも此種総合的研究の蓄積がない由だが、今後政治・憲法学者の共同研究がほしいものである。

一四、二月二四日(金)午後一時三〇分より四時二〇分まで

○「アメリカにおける公民権をめぐる最近の問題」

報告者 熊 本 信 夫  
出席者 一六名

去る八月から約二ヶ月余り渡米し、アメリカの生活・空気にふれてきた報告者により、黒人の公民権をめぐる諸問題の全貌についての説明をきくことができた。まず法の問題として、憲法修正および公民権法とりわけ一九六四年法さらに関連する判例を詳しくフォローした後、実際問題として、公民権運動の实情・傾向、アーカンサス州における黒人の生活条件・待遇等どうなっているかが紹介され、法的な平等がようやく実現してきた今日、将来は社会経済生活における平等実現の要求に向うであろうと展望する。興味深く聞いた。

○「故神谷教授を偲ぶ会」

右研究会終了後四時三〇分より五時三〇分まで。故神谷教授急逝一周年目にあたり、学部長、教授、事務長、助手、大学院・学部学生ほか北大外の法学会員諸氏三〇数名が参集し、実兄神谷検事正の出席をえて、和やかななかにも、故人を偲ぶ語り合いのうちに心のこもった会が行なわれた。席上、「神谷教授追悼記念特集」および「神谷文庫リスト」が実兄に手渡たされ、また神谷夫人よりの便り、金沢教授よりの電文が紹介された。

○「年末懇親会」

六時半より九時半まで、於ロイヤルホテル和室、集う会員三二名、中華料理にビール。歌を歌えないものはスピーチ。

法学会の旧き時代の有様や新年度に対する注文など愉快に語り合う。クリスマス・イブにあたり、家族から不平が出た由だが。

一五、一月二八日(金)午後一時四〇分より五時一〇分まで

○「教育権の私法的・公法的问题」

報告者 親の教育の権利をめぐる 中川 良延

学力テスト判決を中心に 小岩 洋

出席者 九名

教育における家庭と学校は緊密に結びついており、本質的に分離できないはずだ。教育にかんする親の法的地位を、民法上の親権概念と憲法・教育法上の規制との関係において「総合的に考察」したのは、中川教授の先駆的研究である。教育にかんする親権を「義務」と把握、憲法一三条に保障されている子供の「幸福追求」権を親が「代行」するものと構成、第二次的に国の普通教育の義務が問題となるが、そこでも学校に対する子供のための親の発言権がのこると解する。代行政とは何ぞや、権利ならずや等疑問が出た。学力テスト判決の紹介、教員の教育権の法的構成の仕方、諸説について説明あり。教員の社会的な基本権ではないが、教育権行使の独立性が教育法上保障されているという兼子仁説の立場から、教育の内的事項に干渉する学力テストは違法と論ずる。大学と小中高校教師の権利の異同についても議論。

一六、二月一日(金)午後一時四〇分より五時一〇分まで

○「現代法思想の諸側面の検討」

—— テキスト、岩波現代法13 ——

報告者 法実証主義・自然法 小菅 芳太郎

所有権・社会法 藪 重夫

抵抗権・平和主義 深瀬 忠一

出席者 一六名

現代法講座最新巻の合評を通じて、現代法の思想の提起している諸々の問題について考えあった。報告者は諸論文で夫々最も自己の専門に近接した領域を担当し面白い意見を出した。「社会法」のテーマとして論文内容が適当だったかという疑問は当然だろう。「抵抗」思想に相当話が集まり、「反体制イデオロギー」というだけですまざず、体制内で実定法の遵守により保護される抵抗の場合や仕方にも、掘り下げた考究がほしく、それが実際問題としても有益だろうという意見など出た。

一七、二月二五日(金)午後一時四〇分より五時一五分まで

○「裁判制度にかんする懇談会」

司会 小山 昇

発話者 裁判官 倉田 卓次

検察官 三輪 泰二

弁護士 上田 保

同 海老名 利一

出席者 一四名

昭和三九年八月答申の「臨時司法制度調査会意見書」および大内・我妻著「日本の裁判制度」（岩波新書）を参照、判・検事、弁護士、教授の四者が集まり、まず実務法曹家三者それぞれの立場から卒直な感想・意見を述べていただいたうえ、司会者の問題整理にしたがつて、極めて活発な討論・懇談が行なわれた。法曹一元論に対するキャリア・システムの側からする反対論あり（「世間知らず」だから弁護士を経由すべきだというのは飛躍だ、法曹をひろく考えその中から裁判官を選ぶならけっこうだが、そもそも日本の社会構造はたてわりになっており交流できない型ではないか）、また訴訟遅延をどうすれば解決できるか、裁判官の人員をいかにして増ししかも質の低下を防ぐか、司法試験受験資格を通常の大学教育より二年位のばし（或はマスター終了とし）それだけ給料をあげたらどうか、司法試験をもっとやさしくし一〇〇〇名位とり、一・二年研修期間を長くしてはどうか、簡裁判事を増員して司法試験の裏道をつくるのはよくない……等法学教育にまで話し及んで尽きず。K教授が、弁護士經由法曹一元論賛成の論拠として、下からの正義の形成により法曹三者の対立をなくし官僚司法を打破すべきだと述べ注目された。部外実務家の経験に基づく意見には、教えられるところが多い。

一八、三月一八日（金）午後一時四〇分より五時まで研究会。

○「科学技術基本法について」

報告者 予定 今 村 成 和  
代行 熊 本 信 夫  
出席者 一名

昭和三四年の科学技術会議に対する総理大臣の諮問と翌年の答申にはじまり、衆議院科学技術振興対策特別委員会議案、それらの批判的見解を示す日本学術会議の昭和三十七年の科学技術基本法案やその他の大学関係の諸協会の意見を紹介、科学技術基本法の第四次案および三月九日現在案を對比しつつ問題を全般的に解説、今村教授（出張）の批判論が読まれた。科学技術の概念がいまいで技術偏重に傾き研究者の自主性を阻害しない保障はないという今村説らしいクリアーな論旨。討論にあたり永井教授はむしろ技術工学に限定し重点的に金をつぎこめる法を考えないのは頭が悪いと論じたが、それでは自然科学の部内で研究統制や圧迫をおそれ承知しない部門があるうとか、技術を独走させるのはどうかなどの反論が出た。

○「法学会総会」

五時一〇分より研究会出席者に数名加わり開始、旧年度会計収支の報告と承認あり。遠藤助手辞任に際し三年間の奉仕に感謝し記念品を贈る提案が会員より出、決定された。また旧年度運営状況につき報告あり、平均出席者一五・五名だが（前期一九名）、（後期一二名、都合により欠席の多かった若干の有力会員も新年度からは参加してより有益な会となること）が

望まれた。新幹事(米倉助教)を選任した後、懇親会を兼ねつつ新年度運営方針・仕方につき協議した。(以上 深瀬記)

### 北海道大学法学部公法研究会記事

(昭和四〇年二月〜昭和四一年三月)

一一、一二月三日(金)判例研究

○刑法七条の公務員に当たるとされた事例(判例時報三八三三七六頁) 古川 邦雄

一二、一二月一七日(金)判例研究

○土地区画整理における替費地の性質(判例時報三八三三五六頁) 笹川 紀勝

○大教組動評反対闘争事件(判例時報三八五三三二頁) 千葉 瑞穂

一三、二月四日(金)判例研究

○自創法により買収された農地の売渡しを受けた者が当該農地を宅地に転用のために転売した場合に於ける不当利得の成否(判例時報三八八号六頁) 深瀬 忠一

○農地法九二条、四条の適用範囲(判例時報三八八号四八頁) 栃内 昌子

○東京都内及び周辺の私営バス九社の運賃値上げ申請に対する運輸大臣の不作為違法確認の判決(判例時報三八九号三頁)

鳥居 信之

一四、三月四日(金)判例研究

○水防法による市長の公務災害認定は行政訴訟の対象となる。

その他(判例時報三八九号二〇頁) 秋山 義昭

○公運法一四二条の制限は、選挙運動期間前の行為についても適用がありこのように解しても憲法二一条に違反しない(判例時報三九〇号一三頁) 中村 良一

### 北海道大学法学部刑事法研究会記事

(昭和四一年一月〜昭和四一年三月)

七、二月二六日(土)

○犯行当時被告人が極度の精神衰弱状態にあった事を理由にその責任能力が争われている事案に於いて弁護士から犯行時およびその前後の被告人の精神状態につき鑑定を請求がなされなお右鑑定についてはA大学医学部B教授にこれを委嘱されたい旨の申請があった。これに対し検察官は鑑定請求については異議がないが鑑定人としてB教授に委嘱することは反対でありC大学医学部D教授に委嘱するのが相当であるとの意見を述べた。

(1) 裁判所が右鑑定請求を採用のうえD教授に鑑定を委嘱することの可否。

(2) D教授作成の鑑定書が提出されたところ弁護士がその取調べを希望しないと述べた場合の処置。

(3) 右鑑定書に証拠能力を付与するための要件。

(4) その他問題となる事項

大沢 金谷 角谷

### 北海道大学法学部政治学研究会記事

(昭和四〇年二月〜昭和四一年三月)

#### 一、読書会

○ Bernard Crick ; *Indefence of Politics*

二、一月二日(金)

○ 篠原・三谷編「政治学研究Ⅱ」書評

松沢 弘陽

### 北海道大学法学部民事法研究会記事

(昭和四〇年二月〜昭和四一年三月)

一、一二月三日(金) 最高裁判所判例研究

○ 商法二四五条一項一号にいう「営業ノ全部又ハ重要ナル一部ノ譲渡」の意義(判例時報四二二号二〇頁)

松田 武

○ 買収農地の売渡を受けた者が当該農地の所有権を時効取得したときと被買収者が右農地の買収処分は無効確認を求め訴の利益の有無(民集一八巻八号一七四〇頁)

竹江 禎江

○ 一、家事審判法九条一項乙類三号の婚姻費用の分担に関する処分の審判の合憲性。

二、家庭裁判所は審判時より過去に遡って前項の処分をすることが出来るか(判例時報四一三号一〇頁)

石川 恒夫

二、一二月七日(金) 最高裁判所判例研究

○ 民法九五条但書の解釈(判例時報四一七号三九頁)

○ 要素の錯誤による意思表示の無効を第三者が主張することは許されるか(判例時報四二五号二七頁) 大淵 武男

○ 善意の第三者に裏書譲渡したのち裏書によって再び所持人となった者に対する人的抗弁(民集一九巻三六四七頁)

平出 慶道

○ 一、法人に非ざる社団の成立要件。

二、法人に非ざる社団の資産の帰属(民集一八巻八号一六七頁) 山島 正男

○ 抵当権設定契約ともになされた停止条件付代物弁済契約の解釈(判例時報四〇九号三〇頁) 五十嵐 清

二、一二月二日(金) 最高裁判所判例研究

○ 動物の占有者が保管者を選任して動物の保管をさせた場合に おける民法七一八条の責任(判例時報四二七号三八頁)

五十嵐 清

○ 特別報告

半田 正夫

一四、二月四日(金) 最高裁判所判例研究

○ 判決の無効確認を求める訴の許否(民集一九巻二号一六六

頁)

竹江 禎江

○示談当時予期しなかった損失に対する労災保険給付金につき  
国は求償権を有する(判例時報四〇〇号一六頁)

佐保 雅子

○共有持分権の及ぶ土地の範囲の確認を求める訴と必要的共同  
訴訟(民集一九卷四号八五九頁)

小山 昇

一五、三月四日(金) 最高裁判所判例研究

○権利失効の原則が否定された事例(民集一九卷三号五六四  
頁)

大淵 武男

○新株の発行があつた場合と新株発行に関する株主総会決議無  
効確認の訴の利益(民集一九卷四号一〇四五頁)

松田 武

○越権代理人が本人の実印を使用して約束手形を振り出した場  
合について民法一〇条にいう「権限アリト信スヘキ正当ノ理  
由」がないとされた事例(民集一八卷一〇号二一六〇頁)

藤原 雄三

○朝鮮人男子と婚姻した内地人女子は平和条約の発効とともに  
当然朝鮮国籍を取得するか(民集一九卷四号八九八頁)

欧龍 雲